特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人ノンラベル
評価者氏名（職名）	春日井　敏之　（立命館大学　教授）
評価対象期間（年度）	平成２８年度（平成２８年　４月　１日～平成２９年　３月３１日）

１　法人の事業活動，組織運営等に関する状況

（１）事業活動について

ア　事業計画等を策定しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は，組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☑	☐	☐	☐
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☑	☐	☐	☐

イ　法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☑	☐	☐	☐

→　法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合，基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に３件程度記入。

項　目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
福祉サービス事業	９０％
月例家族会開催	１０％
	％

※　例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（２）組織運営について

ア　定款に定める権能に基づき，総会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	☐	☐	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☑	☐	☐	☐
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☑	☐	☐	☐

イ　【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき，理事会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	☐	☐	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また，総会の審議事項との区分は明確か。	☑	☐	☐	☐
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☑	☐	☐	☐

ウ　監事による監査は適正に行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し，第三者性及び公正性が確保されているか。	☑	□	□	□
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☑	□	□	□
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☑	□	□	□
予算・決算書の作成者が，監査まで行っていないか。	☑	□	□	□

（3）情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また，適時に更新しているか。	☑	□	□	□
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☑	□	□	□
法定の閲覧書類（事業報告書等，役員名簿，定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☑	□	□	□
事業報告書等の記載内容は，外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☑	□	□	□

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

（4）コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し，遵守しているか。	☑	□	□	□
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☑	□	□	□

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

（5）外部評価について

活動内容を評価し，改善する仕組みを有しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☑	□	□	□
外部評価を受けた結果を，理事会等で審議する機会を設ける等，改善する機能を有しているか。	☑	□	□	□

2　法人の事業活動に関する所見

※　活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等の他団体との連携の状況など

3　法人の組織運営に関する所見

※　財務管理の透明性，組織体制の状況など

≪評価対象法人記入欄≫

4　外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定

備考（審査委員会のコメント）

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人　あやべ福祉フロンティア
評価者氏名（職名）	金川　めぐみ　　（和歌山大学准教授）
評価対象期間（年度）	平成２８年度（平成２８年４月　１日～平成２９年３月３１日）

1　法人の事業活動，組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア　事業計画等を策定しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は，組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☑	☐	☑	☐
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☑	☐	☑	☐

イ　法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☑	☐	☑	☐

→　法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合，基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に３件程度記入。

項　目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
事業名　運転部	４５％
事業名　清山部	４０％
事業名　介助部	１５％

※　例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア　定款に定める権能に基づき，総会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	☐	☑	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☑	☐	☑	☐
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☑	☐	☑	☐

イ　【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき，理事会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	☐	☑	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また，総会の審議事項との区分は明確か。	☑	☐	☑	☐
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☑	☐	☑	☐

ウ　監事による監査は適正に行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し，第三者性及び公正性が確保されているか。	☑	□	☑	□
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☑	□	☑	□
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☑	□	☑	□
予算・決算書の作成者が，監査まで行っていないか。	☑	□	☑	□

（3）情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また，適時に更新しているか。	□	☑	☑	□
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☑	□	☑	□
法定の閲覧書類（事業報告書等，役員名簿，定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☑	□	☑	□
事業報告書等の記載内容は，外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☑	□	□	☑

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

（4）コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し，遵守しているか。	☑	□	☑	□
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☑	□	☑	□

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

（5）外部評価について

活動内容を評価し，改善する仕組みを有しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	□	☑	□	☑
外部評価を受けた結果を，理事会等で審議する機会を設ける等，改善する機能を有しているか。	☑	□	☑	□

2　法人の事業活動に関する所見

※　活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等の他団体との連携の状況など

NPO 法人あやべ福祉フロンティアの事業活動に関する外部所見は以下の通りである。
定款によると、その活動の目的は「綾部市における市民活動、とりわけ高齢者・障害者・子どもなど、社会的に弱い立場にある人々に対するボランティア活動を様々な形で支援し発展させることで、豊かなまちづくりにつなげること」（定款第 3 条）である。
平成 28 年度の事業実施報告書をみると、この目的にそって、①福祉移送サービスを行う「運転部」、②病院介助ボランティア等を行う「介助部」、③ボランティア交流会等各種企画活動を行う「企画部」、④清山荘の管理事業を行う「せいざん（清山荘）」、⑤さまざまな生活サポートを行う「お助けフロンティア」の事業が実施されており、いずれの事業も本 NPO 法人の活動意義をよく理解した上で実施されているといえる。
上記 5 事業の成果であるが、例えば主要事業である「運転部」事業は、平成 28 年度の利用会員約 2,100 人、総送迎回数 44,644 回、実働運転会員約 136 人と安定的に運営されかつ利用者からの信頼も保たれており、その成果は大きいものといえる。他の事業の成果を見ても、事業運営費に見合った活動実績を上げており成果があると考えられる。
社会に対しての活動成果の発信としては、清山荘の運営管理を行っており、その場を利用して特に綾部市民に対しての情報成果の発信の場につながっているように事業報告書からは捉えられる。また、HP（http://www.ayabe-wf.net/?page_id=124）を通じて活動の成果を発信しているものの、記事情報が過去のものだけでとどまっているようであるので、その部分は、発信は不定期でもかまなわいので定期的に新しい情報を発信するような体制に努めていただきたい。15 周年など定期的な段階で、会員に対する会報などを発行されていると、当該団体からうかがっているが、できれば不定期ではなく、定期的な情報発信が望ましい。

3　法人の組織運営に関する所見

※　財務管理の透明性，組織体制の状況など

NPO 法人あやべ福祉フロンティアの法人の運営組織に関する外部所見は以下の通りである。
同法人の理事会議事録、総会議事録、平成 28 年度事業報告書書類を確認したところ、財務管理の透明性については問題はないと思われる。
また、組織運営の体制等も、各種書類を確認したが、いずれも問題はないと確認できた。
情報公開については、問題なく各種情報は情報公開されている。しかしながら、内閣府に提出されている平成 28 年度事業報告書について、外部に対して理解してもらえるようにわかりやすい記載は工夫されているものの、写真やデータなどを用いたレイアウト等が適切にわかりやすく提示されているかについてはやや疑問が残る。その意味で、各年度の事業報告書について、写真やデータなどを用いたレイアウトの構成を、もう少し意識していただきたい。
コンプライアンス（法令遵守等）については、同法人の服務規程および会員への研修会の内容を確認した。特に福祉有償運転を実施する事業を有する NPO としては、安全管理やリスクマネジメントは大事な要素だが、この点は平成 28 年度の会員研修の中で実施されていることが確認でき、適切に配慮されていると考える。

≪評価対象法人記入欄≫

4　外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
HPの記事情報につき、発信は不定期でもかまなわいので定期的に新しい情報を発信するような体制に努めていただきたい。また、会報についても、不定期ではなくできるだけ定期発信を目指していただきたい。	組織の人材的になかなか難しいところもありますが、出来るだけ情報発信出来るよう前向きに取り組みます。
各年度の事業報告書について、写真やデータなどを用いたレイアウトの構成を、もう少し意識していただきたい。	各年度、出来るだけ各事業の活動の様子を写真等で記録し、レイアウトの構成を検討し、皆さんに分かりやすく報告書を作成することを意識したいと思います。

備考（審査委員会のコメント）

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人花山星空ネットワーク
評価者氏名（職名）	太田耕司　（京都大学大学院理学研究科教授）
評価対象期間（年度）	平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

1　法人の事業活動，組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア　事業計画等を策定しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は，組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☑	□	☑	□
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☑	□	☑	□

イ　法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☑	□	☑	□

→　法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合，基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に3件程度記入。

項　目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
事業名　天体観望会事業	22%
事業名　天体観測体験教室事業	25%
事業名　刊行物やHPによる情報発信事業	23%

※　例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア　定款に定める権能に基づき，総会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	□	☑	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☑	□	☑	□
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☑	□	☑	□

イ　【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき，理事会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	□	☑	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また，総会の審議事項との区分は明確か。	☑	□	☑	□
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☑	□	☑	□

ウ　監事による監査は適正に行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し，第三者性及び公正性が確保されているか。	☑	☐	☑	☐
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☑	☐	☑	☐
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☑	☐	☑	☐
予算・決算書の作成者が，監査まで行っていないか。	☑	☐	☑	☐

（3）情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また，適時に更新しているか。	☑	☐	☑	☐
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☑	☐	☑	☐
法定の閲覧書類（事業報告書等，役員名簿，定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☑	☐	☑	☐
事業報告書等の記載内容は，外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☑	☐	☑	☐

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

（4）コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し，遵守しているか。	☑	☐	☑	☐
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☑	☐	☑	☐

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

（5）外部評価について

活動内容を評価し，改善する仕組みを有しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☑	☐	☑	☐
外部評価を受けた結果を，理事会等で審議する機会を設ける等，改善する機能を有しているか。	☑	☐	☑	☐

2　法人の事業活動に関する所見

※　活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等の他団体との連携の状況など

（1）活動の意義

（イ）天体観望会、（ロ）天体観測体験教室、（ハ）刊行物やHPによる情報発信・提供（二）天文科学振興の為の講演会の四事業を中心に、活動を継続している。　イベントへの参加者も多く、社会貢献度の高い活動であると判断される。　また、天体観望会の案内役を務めるボランティアが多く（毎回20名程度）、彼らにとっても生涯学習の場となっているようであるので、この点でも意義のある活動となっている。

（2）社会への発信状況

上記の事業の実施に当たっては、会員だけではなくホームページや新聞紙上などで広く一般市民にイベント開催情報を発信しているので、その結果、イベント参加者の中、会員以外の市民と青少年が半分以上を占めている。

事業の認知度は年々市民の間に広がりを見せており、宇宙科学・自然科学に親しむ場として、多くの市民や青少年の参加が得られていると判断される。

28年9月には、社会奉仕団体京都キワニスクラブから、「子ども飛騨天文台天体観測教室」など、青少年教育への貢献を認められて、「京都キワニス社会公益賞」を授与されており、社会からの評価も高まっていると云える。

（3）地域団体との連携の状況

京都大学理学研究科花山天文台の一般公開や野外コンサートなどのイベントにボランティアを供給して協力している。　また京大の学生邦楽演奏クラブである「叡風会」と連携して、天体観望会と音楽会を組み合わせるなどの交流を積極的に行なっていることが評価できる。

（4）その他所見・提言

（イ）昨年度で創立10周年を迎え、28年12月には「創立10周年記念講演会・シンポシウム」を開催して、10年間の歩みを振り返る機会を持ったことは評価できる。今後は、次の10年に向けた方向性と新たな事業計画などについての具体的な議論を行う時期であろう。

（ロ）27年度及び28年度と最近2年連続で収支が赤字となっているので、イベントの参加料の値上げや会費の値上げをさらに検討する必要があるだろう。

3　法人の組織運営に関する所見

※　財務管理の透明性，組織体制の状況など

（1）財務管理の透明性

事業報告書、会計収支計算書、財産目録、貸借対照表などがホームページ上に公開されており、透明性が保たれている。

（2）組織体制の状況

（イ）理事会の開催について

平成28年度には、第34回（28年4月11日（月））、第35回（28年9月20（火））、第36回（28年12月13日（火））、第37回（29年3月29日（水））と、4回の理事会が開催され、議事録も作成されており、理事会は正常に機能しているといえる。

（ロ）総会の開催について

平成28年度には、第9回通常総会（28年5月22日（日））が、書面表決者を含む過半数の正会員が出席して開催され、27年度事業報告、27年度会計収支報告、28年度事業計画、28年度予算計画などの理事会案が承認可決されている。　正式な書式に従った議事録も作成されている。

（ハ）監事による監査について

通常総会に先立って、2名の監事が会計収支および財産管理に関する監査を実施した上で、その結果を総会で報告している。

（二）その他所見・提言

創立11周年を迎えて、理事の高齢化が進んでいるので、これまでの活動を引き継いで、発展させることの出来る新しい世代の育成が必要であると思われる。

≪評価対象法人記入欄≫

4　外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
次の10年に向けた方向性と新たな事業計画などについての具体的な議論を行うべきである。	昨年12月3日に開催した創立10年記念シンポジウムにおいて、これまでの活動の総括と今後に向けての議論を行ったが、29年度の理事会でも、次の10年に向けた方向性と新たな事業についての議論を続けて行く予定である。29年度より「宇宙落語会」の開催を主催することが現在決まっている
27年度及び28年度と最近2年連続で収支が赤字となっているので、イベントの参加料の値上げや会費の値上げを今後検討する必要があるであろう。	29年度より、「花山天体観望会」と「花山星空ネットワーク講演会」の参加費を500円値上げすることを決定した。 また、29年6月18日に開催した第10回通常総会において、30年度より、準会員と正会員の会費を共に1,000円値上げすることを決定した。
創立11周年を迎えて、理事の高齢化が進んでいるので、これまでの活動を引き継いで、発展させることの出来る新しい世代の育成が必要であると思われる。	理事会で議論を重ねた結果、30年度から理事長が交代することを内定した。また、新しい理事会の構成についても引き続き議論を続けている。

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人環境市民
評価者氏名（職名）	折田泰宏氏（弁護士）、宗田好史氏（京都府立大学教授）
評価対象期間（年度）	平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

1　法人の事業活動，組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア．事業計画等を策定しているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は，組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☑	□	☑	□
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☑	□	☑	□

イ　法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☑	□	☑	□

→　法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合，基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に3件程度記入。

項目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
事業名　環境首都創造プロジェクト	30%
事業名　グリーンコンシューマー・グリーンウォッシュ防止プロジェクト	40%
事業名　市民の発信で社会を変えるプロジェクト	15%
事業名　エコロジカルな次世代を育むプロジェクト	15%

※　例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア　定款に定める権能に基づき，総会で審議・意思決定が行われているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	□	☑	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☑	□	☑	□
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☑	□	☑	□

イ　【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき，理事会で審議・意思決定が行われているか。

項目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	□	☑	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また，総会の審議事項との区分は明確か。	☑	□	☑	□
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☑	□	☑	□

ウ　監事による監査は適正に行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し，第三者性及び公正性が確保されているか。	☑	□	☑	□
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☑	□	☑	□
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☑	□	☑	□
予算・決算書の作成者が，監査まで行っていないか。	☑	□	☑	□

（3）情報公開について
法人に関する情報を公開しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また，適時に更新しているか。	☑	□	☑	□
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☑	□	☑	□
法定の閲覧書類（事業報告書等，役員名簿，定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☑	□	☑	□
事業報告書等の記載内容は，外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☑	□	☑	□

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

（4）コンプライアンス（法令遵守等）について
コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し，遵守しているか。	☑	□	☑	□
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☑	□	☑	□

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

（5）外部評価について
活動内容を評価し，改善する仕組みを有しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☑	□	☑	□
外部評価を受けた結果を，理事会等で審議する機会を設ける等，改善する機能を有しているか。	☑	□	☑	□

2　法人の事業活動に関する所見
※　活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等の他団体との連携の状況など

■宗田委員の所見
環境市民の事業活動は四半世紀の歴史を経て、成熟期に入った。新たな活動を始めることも重要ではあるが、これまで積み上げた活動の質を高め、より一層充実させる努力が要る。また活動を通じて、全国にネットワークが広がった。この繋がりを活かした戦略を考えてほしい。「グリーン連合」も2年目の後半になり、全国の組織との連携を通じた発信がますます期待される。

時代は、本格的な人口減少期に入り、空地や空家が増加し、自然エネルギーも急速に普及している。都会から農村や地方都市に移り住む若者も着実に増加している。その進み方は大都市と地方では異なるが、環境意識の高い市民層は今までにない広がりを見せている。その広がりをより強固なものにする活動が、成熟期の活動になるだろう。四半世紀の活動を成熟させることで、環境市民の活動が一段と進化した姿を全国の仲間にみせることになるだろう。

■折田委員の所見
社会、企業において環境についての関心が深く広く拡がっていることは事実であろうが、経済成長という名目で、大規模な環境破壊を伴う施策が未だに全国各地で展開されている。アメリカでは環境保護に敵意を持つ大統領が誕生している。

世界的に、環境保護団体には冬の時代が長く続いているが、環境市民はぶれることなく黙々と地道な活動を続け、一つ一つが成果を上げていることに敬意を表したい。この継続的エネルギーは、いつか、大きなエネルギーに転換するものと思う。

中でも、２０１６年度の活動を見ると、グリーンコンシューマー活動がさらに深化していること、環境学習プログラムの開発・普及の試み、企業のエシカル通信簿の試み、自治体政策評価オリンピックの活動の試みに注目する。また、「環境マイスター」研修認定制度が期待通り発展しつつあることを評価したいと思う。

3　法人の組織運営に関する所見
※　財務管理の透明性，組織体制の状況など

■宗田委員の所見
どんな組織でも、四半世紀が経てばそろそろ世代交代が必要になる。活動の対象となる社会でも世代が変化しており、環境市民自体も新たに登場した新世代への発信を確実なものにするため、一定の世代交代を進めていると思う。新たな世代は、従来の活動を継続するだけではない。むしろ点検し、改定するためにこそ、世代交代が要る。自治体が10年前の環境基本計画を改訂するように、時代に即して、現在と未来の市民のために、四半世紀の蓄積を新しいアイデアで活用する斬新な発想が求められる。環境市民では、40歳代の活躍がめざましい。その活躍に大いに期待する。組織運営の上でも若手の登用に特段の配慮を求める。

■折田委員の所見
これだけの多様な活動を現在のスタッフでこなしていることは驚異だが、ボランティアを含め、いかに多くの人材を集めるかの工夫を考えて欲しいと思う。

≪評価対象法人記入欄≫

4　外部評価結果への対応状況
外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
環境市民の事業活動は四半世紀の歴史を経て、成熟期に入った。新たな活動を始めることも重要ではあるが、これまで積み上げた活動の質を高め、より一層充実させる努力が要る。また活動を通じて、全国にネットワークが広がった。この繋がりを活かした戦略を考えてほしい。「グリーン連合」も2年目の後半になり、全国の組織との連携を通じた発信がますます期待される。 時代は、本格的な人口減少期に入り、空地や空家が増加し、自然エネルギーも急速に普及している。都会から農村や地方都市に移り住む若者も着実に増加している。その進み方は大都市と地方では異なるが、環境意識の高い市民層は今までにない広がりを見せている。その広がりをより強固なものにする活動が、成熟期の活動になるだろう。 四半世紀の活動を成熟させることで、環境市民の活動が一段と進化した姿を全国の仲間にみせることになるだろう。	グリーン連合　が一つの見本にしているヨーロッパの組織のように、毎週記者会見できるくらいの力をもてるよう、環境市民としても積極的な役割を果たしていきたい。 持続可能な消費と環境首都創造の活動で培ってきた具体的な活動を継続的に実現していくネットワークをより強く広げていきたい。 活動を始めて25年経ち、市民の意識は変わってきたと感じる。次に頑張ろうという人たちとともに活動を深化させていきたい。
社会、企業において環境についての関心が深く広く拡がっていることは事実であろうが、経済成長という名目で、大規模な環境破壊を伴う施策が未だに全国各地で展開されている。アメリカでは環境保護に敵意を持つ大統領が誕生している。 世界的に、環境保護団体には冬の時代が長く続いているが、環境市民はぶれることなく粛々と地道な活動を続け、一つ一つが成果を上げていることに敬意を表したい。この継続的エネルギーは、いつか、大きなエネルギーに転換するものと思う。 中でも、２０１６年度の活動を見ると、グリーンコンシューマー活動がさらに深化していること、環境学習プログラムの開発・普及の試み、企業のエシカル通信簿の試み、自治体政策評価オリンピックの活動の試みに注目する。また、「環境マイスター」研修認定制度が期待通り発展しつつあることを評価したいと思う。	2015～17年に開発した環境学習プログラムのさらなる実施普及、企業のエシカル通信簿の業種拡大を含めた継続実施、自治体政策評価オリンピックの第1回実施、表彰と、活動を深めていきたい。 環境マイスター研修認定制度推進については、今後、自動車販売店での取り組み地域及び認定者数の拡大のほか、「マイスターがいる店　モデル店舗」の実現、ステップアップ研修の実現、新たな対象業種でのプログラム採用の働きかけ等、進めていきたい
どんな組織でも、四半世紀が経てばそろそろ世代交代が必要になる。活動の対象となる社会でも世代が変化しており、環境市民自体も新たに登場した新世代への発信を確実なものにするため、一定の世代交代を進めていると思う	理事の改選にあたっては若手の登用も考慮して人選した。次期中期計画の検討も若手の活動メンバーを中心に案の作成検討を進めており、これから理事会で時間をかけて策定に向け進めていきたい。

。新たな世代は、従来の活動を継続するだけではない。むしろ点検し、改定するためにこそ、世代交代が要る。自治体が10年前の環境基本計画を改訂するように、時代に即して、現在と未来の市民のために、四半世紀の蓄積を新しいアイデアで活用する斬新な発想が求められる。環境市民では、40歳代の活躍がめざましい。その活躍に大いに期待する。組織運営の上でも若手の登用に特段の配慮を求める。	
これだけの多様な活動を現在のスタッフでこなしていることは驚異だが、ボランティアを含め、いかに多くの人材を集めるかの工夫を考えて欲しいと思う。	自転車マップ作製の取り組みは、ボランティアが中心を担っていくような事業のいい例になるのではと考えている。主要なプロジェクトにも、ボランティアで活動を広げていく仕組みをつくっていきたい。

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人　加茂女
評価者氏名（職名）	藤井　透　（同志社大学教授）
評価対象期間（年度）	平成２８年度（平成２８年４月１日～平成２９年３月３１日）

1　法人の事業活動，組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア　事業計画等を策定しているか。

項　目　・	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は，組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☑	☐	☑	☐
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☑	☐	☑	叙☐

イ　法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☑	☐	☑	☐

→　法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合，基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に３件程度記入。

項　目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
事業名　竹林整備活動と筍利用	６０％
事業名　ミニコミ誌発行と配布	２５％
事業名　アルミ缶回収事業と寄付	１５％

※　例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア　定款に定める権能に基づき，総会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	☐	☑	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☑	☐	☑	☐
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☑	☐	☑	☐

イ　【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき，理事会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	☐	☑	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また，総会の審議事項との区分は明確か。	☑	☐	☑	☐
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☑	☐	☑	☐

ウ　監事による監査は適正に行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し，第三者性及び公正性が確保されているか。	☑	□	☑	□
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☑	□	☑	□
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☑	□	☑	□
予算・決算書の作成者が，監査まで行っていないか。	☑	□	☑	□

（3）情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また，適時に更新しているか。	☑	□	☑	□
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☑	□	☑	□
法定の閲覧書類（事業報告書等，役員名簿，定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☑	□	☑	□
事業報告書等の記載内容は，外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☑	□	☑	□

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

（4）コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し，遵守しているか。	☑	□	☑	□
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☑	□	☑	□

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

（5）外部評価について

活動内容を評価し，改善する仕組みを有しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☑	□	☑	□
外部評価を受けた結果を，理事会等で審議する機会を設ける等，改善する機能を有しているか。	☑	□	☑	□

2　法人の事業活動に関する所見

※　活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等の他団体との連携の状況など

1）
「加茂女」の活動は南加茂台ニュータウンに引っ越してきた女性たちが集まり、自分たちの生活向上のために出来たサークルであったと聞いたが、アルミ缶回収をし、その売上金を社会福祉協議会に寄付する他、毎月１回４５００部発行の「加茂女つうしん」などミニコミ誌で情報発信をし続け、毎回「あげます・ください」コーナーなどでの不用品交換も行っていて地域になくてはならない存在になっている。正に地域活動に貢献してきた３０年であると評価する。
2）
放置竹林整備などの環境保全運動を始め、伐採竹の活用で「筍お焼き」や「筍するめ」「筍ジャム」「筍ジェラート」「筍瓶詰め詰め合わせ」「筍グラッセ」等と日々目新しい筍の食べ方の研究開発に取り組み、竹製品を食器にしてのランチやカフェ運営に取り組み、その調理方法などのレシピも公開しているなど、竹と筍の利活用の発信基地になっている。
3）
また、竹や筍を市の特産物にする活動を展開する中で、商品が市の「ふるさと納税」の商品に選ばれたり、「ふるさと創生事業」の委託先に成ったりと、市との連携も進んできている。
4）
２８年度は、「京都あけぼの賞」の受賞や知事からの「竹林整備への感謝状」を授与されるなど、ますます存在感を伸ばしてきている。

3　法人の組織運営に関する所見

※　財務管理の透明性，組織体制の状況など

1）
事務員が常駐し、日々の金銭の出し入れについても適正に管理されている。
2）
毎月１回行われている理事会で活動方針が決められていて透明性も確保されている。
3）
２７年度に引き続き税理士を入れての決算を行い高度な会計処理になっていると考える。

≪評価対象法人記入欄≫

4　外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定

備考（審査委員会のコメント）

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人フォーラムひこばえ
評価者氏名（職名）	浜岡　政好　（佛教大学 名誉教授）
評価対象期間（年度）	平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

1　法人の事業活動，組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア　事業計画等を策定しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は，組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☑	☐	☑	☐
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☑	☐	☑	☐

イ　法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☑	☐	☑	☐

→　法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合，基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に３件程度記入。

項　目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
事業名　ひこばえ事業	１０％
事業名　児童館・学童保育事業	５０％
事業名　放課後等デイサービス事業	４０％

※　例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア　定款に定める権能に基づき，総会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	☐	☑	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☑	☐	☑	☐
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☑	☐	☑	☐

イ　【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき，理事会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☑	☐	☑	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また，総会の審議事項との区分は明確か。	☑	☐	☑	☐
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☐	☑	☐	☑

ウ　監事による監査は適正に行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し，第三者性及び公正性が確保されているか。	☑	□	☑	□
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☑	□	☑	□
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☑	□	☑	□
予算・決算書の作成者が，監査まで行っていないか。	☑	□	☑	□

（3）情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また，適時に更新しているか。	□	☑	□	☑
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☑	□	☑	□
法定の閲覧書類（事業報告書等，役員名簿，定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☑	□	☑	□
事業報告書等の記載内容は，外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☑	□	☑	□

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

（4）コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し，遵守しているか。	☑	□	☑	□
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☑	□	☑	□

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

（5）外部評価について

活動内容を評価し，改善する仕組みを有しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☑	□	☑	□
外部評価を受けた結果を，理事会等で審議する機会を設ける等，改善する機能を有しているか。	☑	□	☑	□

2　法人の事業活動に関する所見

※　活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等の他団体との連携の状況など

(1) 活動の意義・成果等

法人の目的を達成するための基幹事業として、①コミュニティセンター「ひこばえ事業」、②児童館・学童保育事業「うたの・ひこばえ児童館」、③放課後等デイサービス事業「放課後くらぶひこばえ」が実施されている。法人全体の労力に占める各事業の労力の割合は①10%、②50%、③40%となっており、制度事業に多くの労力を割いている。これら制度事業の利用者が増えることを通して、地域への法人の認知度も上がり、地域住民の生活インフラとして根付いてきている。自主事業の「ひこばえ事業」は活動資金を得るため、助成金を活用したり、ガレージセールなどが取り組まれている。こうした取り組みを踏まえて、2017年度より就労支援B型事業「就労新事業所ひこばえ」がスタートしている。事業内容としては、カフェ事業、コーヒー豆焙煎、農作業等が予定されている。この新規事業については利用者の確保など事業運営の安定が課題となっている。

(2) 社会への活動成果の発信

社会への活動成果の発信は、ホームページ、機関紙「フォーラムひこばえ」、月刊の「うたの・ひこばえじどうかん」などのメディアを通して行われている。月刊の「うたの・ひこばえじどうかん」がホットな情報を満載して、地域住民への情報発信の中心となっているが、スマホなどの普及状況に対応して、ホームページをもっと活用する必要がある。このために広報委員会を立ち上げるなど体制づくりが行われているが､財務諸表のアップやリアル情報の掲載などの前年の指摘事項がクリアされておらず、早急に対応する必要がある。

(3) 地域団体等との連携

法人の事業や活動によって地域団体との連携がさらに広がってきている。2016 年度から地域の福祉団体や老人クラブ、生協、地域包括支援センター、区の保健福祉センターなどと一緒に「右京区地域支えあい活動連絡会」に加わり、生活支援サービスを創出するために、これらの地域団体と地域課題やニーズを共有する場を作っている。

3　法人の組織運営に関する所見

※　財務管理の透明性，組織体制の状況など

(1) 財務管理の透明性

総会において決算報告書、監事監査報告書等が提示されており、財務管理の透明性は保たれている。

(2) 組織体制の状況

①総会

2016 年度は定期総会とあわせて新規事業開設のために臨時総会を開催した。定款で定められた方法で審議・意思決定が行われている。議事録も定款通りに適切に作成されている。

②理事会

理事会は2か月に1回、定款に定める招集者の範囲・方法で定期的に開催され、議案書に基づき審議されており、執行機関としての機能を適切に遂行している。　しかし、議事録の作成については不十分さがあり、改善の必要がある。

③監事・監査

監事は、第三者性、公正性を確保しており、定款に定める職務を執行している。

④コンプライアンス

事業や活動に関する法令を把握し、遵守する体制が整えられている。また個人情報を含むリスクマネジメントも行われている。

⑤事務局体制

法人の事業拡大によって、事務量が急速に増大しており、理事会を支える事務局の強化は喫緊の課題となっている。

⑥職員体制

事業の拡大に伴う職員の増加に対応して、法人の理念の継承が重要になっており、理念研修の拡充が求められる。

≪評価対象法人記入欄≫

4　外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
新規事業については利用者の確保など事業運営の安定が課題となっている。	ひこばえ学童くらぶに所属していた障がいを持つ児童が小学校を卒業する時に、それまで培ってきた人間関係や居場所を保つため、放課後等デイサービスを開設した。さらにその児童たちが今度は社会に出ていく年齢になったときに、その人らしくなじみの場所で働くことができるよう、就労継続Ｂ型事業を立ち上げた。このようにひこばえでは、地域での暮らしのニーズに合わせた事業を、利用者、その家族と協力し合いながらつくり、歴史を刻んできた。 しかし新規事業である就労継続Ｂ型事業所では開所から半年たった現在でも利用者がなかなか増加していない。事業所では関係諸機関や学校などを訪問し、利用者募集を行っている。京都市全域から見ると就労継続Ｂ型事業は、一定のニーズにこたえられている状態であるので、どこの事業所も利用者確保に苦労しているとのことである。当事業所では利用者の掘り起こしや利用対象者の拡大（精神障害など）を行っていくのと同時に、事業所、支援の中身や質の向上を目指し、職員の研修や他機関との連携を図っていく。経営安定に向けて全力を尽くしていく。また、すでに総会で承認されている事柄であるが、多機能型として生活介護事業所を立ち上げることを前倒し、ニーズにこたえつつ経営の安定を図っていく。
ホームページをもっと活用する必要がある	2017 年 9 月現在、広報委員会に置いてひこばえ本部のＨＰ立ち上げに向け、業者に作成依頼をしている。完成予定は 12 月頃。すでにＨＰが出来ている児童館、放課後デイ、就労のリンクを張ってひこばえ事業内容の全体像を広報していく予定。
理事会議事録の作成については不十分さがあり、改善の必要がある。	理事会に向けての事務が組織的に行われていないことが原因。担当者を決めて対応し、改善していく。
法人の事業拡大によって、事務量が急速に増大しており、理事会を支える事務局の強化は喫緊の課題となっている。	給与事務、社会保険事務など、ある程度可能なところを外注するなどして事務局の仕事を整理し、増員せず（予算の都合上）に対応できるよう努力する。また、業務の見直しをはかり、施設長が管理業務をこなせるよう、業務分担をして改善をはかる。
事業の拡大に伴う職員の増加に対応して、法人の理念の継承が重要になっており、理念研修の拡充が求められる。	経営困難や中長期計画を考え実施していくためのプロジェクトチームを立ち上げた。そこに中堅や比較的勤務年数の浅い職員を配置し、議論を進めていく中で法人の歴史を知り、理念の継承を図っていきたい。

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねっと
評価者氏名（職名）	杉岡　秀紀　（福知山公立大学地域経営学部准教授）
評価対象期間（年度）	平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

1　法人の事業活動，組織運営等に関する状況

（1）事業活動について

ア　事業計画等を策定しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は，組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	■	□	■	□
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	■	□	□	■

イ　法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
■	□	■	□

→　法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合，基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に3件程度記入。

項　目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
事業名　食物アレルギーサポートデスク	50%
事業名　アレルギー大学及び出張アレルギーの学び舎	30%
事業名　つどいの広場	15%

※　例）総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

（2）組織運営について

ア　定款に定める権能に基づき，総会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	■	□	■	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	■	□	■	□
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	■	□	■	□

イ　【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき，理事会で審議・意思決定が行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し，議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	■	□	■	□
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また，総会の審議事項との区分は明確か。	■	□	■	□
決議や議事録署名人の選任，議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	■	□	■	□

ウ　監事による監査は適正に行われているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し，第三者性及び公正性が確保されているか。	■	□	■	□
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	■	□	■	□
監事は定款に定める職務を執行しているか。	■	□	■	□
予算・決算書の作成者が，監査まで行っていないか。	■	□	■	□

（3）情報公開について
法人に関する情報を公開しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また，適時に更新しているか。	■	□	■	□
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	■	□	■	□
法定の閲覧書類（事業報告書等，役員名簿，定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	■	□	■	□
事業報告書等の記載内容は，外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	■	□	■	□

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

（4）コンプライアンス（法令遵守等）について
コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し，遵守しているか。	■	□	■	□
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	■	□	■	□

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

（5）外部評価について
活動内容を評価し，改善する仕組みを有しているか。

項　目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	■	□	■	□
外部評価を受けた結果を，理事会等で審議する機会を設ける等，改善する機能を有しているか。	■	□	■	□

2　法人の事業活動に関する所見

※　活動の意義・成果等，広く社会に対して活動の成果を発信しているか，地域団体等の他団体との連携の状況など

本法人は、2005 年の任意団体設立以降、10 年以上の献身的な事業活動が評価され、その認知度及び影響度は確実に広がってきている。2016 年度に公益財団法人社会貢献支援財団の「第47 回社会貢献者表彰」や京都府の「子育て支援団体認証」を受けたのもその証左であろう。

特に①食物アレルギーの子どもや保護者のセーフティネットとして機能している「サポートデスク」事業や「つどいの広場」の継続実施、②アレルギー大学を京都に誘致し、本格的な人材育成に取り組んでいること、また、③東日本大震災以降、震災など緊急時におけるネットワークも構築されており、常時・非常時に対応もできる態勢が整えられつつあることは府内において唯一無二であり、特筆すべきである。また、事業の選択と集中のためにソーシャルビジネス事業から勇気ある撤退をした点も注目に値する。

その上で、さらなる事業発展を望むならば、以下の３点をぜひ内部で検討されたい。

（１）情報発信については「ぴいちゃんほっとニュースレター」や啓発のための冊子、facebook など多様な媒体があり、精力的に取り組まれている。またＨＰもニュース性のある記事の更新のほか毎年度の事業報告や決算報告のための資料が確実にアップされており、情報公開も適切と言える。しかし、監査の視点から言えば、ＨＰの監事名のところが「金融担当者」となっている。これは実名で公開すべきではないだろうか。

（２）「アレルギーネットワーク京都ぴいちゃんねっと」という名称はやや冗長であり、また「ぴいちゃんねっと」と略されると何をしている団体か一見分からない印象を与えている可能性がある。他方でここ 10 数年の活動により、ようやく名称が定着してきた側面もある。その意味では、理事会でも議論が続いているように、結論を出すのは容易ではないと思われるが、スタッフ側も利用者側も納得できるまで引き続き熟議を重ねて欲しい。アイディアとしては、正式名称と愛称を分けて議論し、愛称として「ぴいちゃんねっと」という名称を残すという考えもあり得よう。

（３）本法人の活動及び提供されるサービスは、都市部だけでなく、人口減少が進む地域（京都で言うならば府北部や南部）でも必要な公共性の高いサービスである。とはいえ、この分野はかなり専門的な知識やネットワークも必要であり、現行の舞鶴と京田辺以外に拡張することは容易ではないだろう。そこでそうした団体（あるいは事業）の立ち上げ支援を模索しつつ、たとえばアレルギーに配慮した給食づくりやアレルギーを持つ子どもや大人の居場所づくりなど、行政や教育機関でもできることを増やすためにも、たとえば総務省の行政相談委員制度などを活用し、全国的な行政課題を克服する道も模索するのも一案ではないだろうか。

3　法人の組織運営に関する所見

※　財務管理の透明性，組織体制の状況など

本法人は、財務管理や組織体制の状況等について概ね大きな問題なく、健全に組織運営されていると言える。中でも社会的認証開発推進機構のステップ３を任意で受診したり、パナソニック NPO ファンドの枠組みを活用し、外部の専門家（ファンドレイザー）と共に組織のガバナンスやマネジメントを強化しようとしている点は、その姿勢そのものを特筆すべきである。

とはいえ、今後のさらなる発展を望むならば、以下の２点をぜひ前向きに検討されたい。

（１）理事会の議事録は概ね定款通りに作成されているが、総会に比べて、理事総数や出席者数、議決の結果等書き方がやや粗い。今後は総会のレベルで揃えるべきではないだろうか。

（２）中期計画については、パナソニック NPO ファンドの組織診断でも課題として指摘され、外部コンサル提案の中長期計画案までは策定されている。ただしこの案を理事会でしっかりと議論し、自分たちの手（言葉）でオーソライズするところまでは至っていない。引き続け理事会メンバーを中心に検討を重ね、利用者や支援団体等にも見える化できるよう検討されたい。

≪評価対象法人記入欄≫

4　外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
ＨＰの監事名のところが「金融担当者」となっている。これは実名で公開すべき	監事の職務上、また勤務先コンプライアンスから匿名での表記を希望されている。今後、理事会で検討をしたい。
法人名について 現称はやや冗長であり、また「ぴいちゃんねっと」と略されると何をしている団体か一見分からない印象を与えている可能性がある。他方でここ、ようやく名称が定着してきた側面もある。理事会でも議論が続いているように、結論を出すのは容易ではないと思われるが、スタッフ側も利用者側も納得できるまで引き続き熟議を重ねて欲しい。	法人名称については、理事会でも長期に検討がなされてきた。今現在は、事業と名称の定着がようやくなされてきている段階でもあることから、今後も慎重に議論を続けたいと考えている。 また、10年以上の活動から、今後の中長期計画の中で、ようやく目標としてきた事業形態が整い始めているため、事業・活動に沿った名称に改称したいとも考えている。
本法人の活動及び提供されるサービスは、都市部だけでなく、人口減少が進む地域でも必要な公共性の高いサービスである。専門的な知識やネットワークも必要であり、拡張することは容易ではない。そこでそうした団体（あるいは事業）の立ち上げ支援を模索しつつ、行政や教育機関でもできることを増やすためにも、たとえば総務省の行政相談委員制度などを活用し、全国的な行政課題を克服する道も模索するのも一案ではないだろうか。	京都府内の支援体制については、常に課題意識があり、「地域の支援は地域で」をモットーに事業を進めてきている。また、アレルギー大学事業では、生活面・メンタル面の支援者養成のカリキュラムを 2017 年度よりスタートさせたことで、その修了生がそれぞれの地域での支援に取り組める事業提案を考えたいと思っている。 また、全国的な取り組みとしては、監査において行政相談員制度の提案をいただいたので、今後積極的に活用をしたいと考えている。
理事会の議事録は概ね定款通りに作成されているが、総会に比べて、理事総数や出席者数、議決の結果等書き方がやや粗い。今後は総会のレベルで揃えるべきではないだろうか。	理事会での議論が、総会に比べかなり活発に行われるために、発言の記録にとどまってしまっていた。今後は、定款の定める理事会の議事録として、整えていく。
中期計画については、パナソニック NPO ファンドの組織診断でも課題として指摘され、外部コンサル提案の中長期計画案までは策定されている。この案を理事会でしっかりと議論し、自分たちの手（言葉）でオーソライズするところまでは至っていない。引き続き理事会メンバーを中心に検討を重ね、利用者や支援団体等にも見える化できるよう検討されたい。	中長期計画については、ようやく理事会・事務局双方ともに大きな課題との認識が芽生えてきている。ソーシャルビジネスを切り離した事で、当法人の目指すところも見えやすくなっており、改めて全役員・スタッフで検討を進めていきたいと思う。 これに伴って、項番２の法人呼称についても、合わせて検討できると考えている。

備考（審査委員会のコメント）